

今年度の行財政改革の取組について

令和3年12月24日
行政改革懇談会
【資料2－1】

1 今年度の行財政改革の取組状況

◆「協働」「行政サービス」「人材・組織力」の視点

①業務量調査、事務事業の見直し

課長級以上の管理職を除く職員を対象に、日々の業務内容を記録して報告（以下日報）することで、本市組織や人員配置、業務遂行上の課題を明らかにするとともに、今後の定員適正化や組織機構および事務事業の見直し等の基礎資料として活用するため、8月より日報管理を実施。10月からは各所属に対してヒアリングを実施する中で、日報から見えてくる業務の傾向を踏まえ、適正な人員配置の他、業務改善につながるものやアウトソーシング可能な業務の掘り起こしを進めている。

②押印の見直し

条例等に基づき市と個人、企業等とが行う行政手続のうち、国及び県の法令等に基づく手続きで市の裁量で見直すことが出来ないものを除き、7月より押印等の義務づけを廃止または変更を実施。

③行政手続きのオンライン化

10月1日付けで関係条例・規則を施行し、今後、県と市町の共同利用の枠組みを活用した電子申請を順次開始予定。また、マイナンバーカードの交付率の向上にも取り組む。

◆「財源確保」の視点

①ふるさと納税の更なる推進（クラウドファンディング等）【資料2－2】

くりちゃん着ぐるみのレインコートについて、目標額21万円を超える23万円の寄附を達成。

②企業版ふるさと納税の活用【資料2－3】

寄附対象事業の選定を行い、企業・事業所へのアプローチを進める。

2. 今後の検討項目

- ・ 使用料・手数料の見直しのルール化
- ・ 枠配分予算の導入
- ・ 窓口手数料のキャッシュレス導入